

観音寺東公民館区青少年育成会施行（規則）

（目 的）

第1条 観音寺東公民館区青少年育成会会則の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（支部組織）

第2条 この会は、自治会ごとに会員及び各種団体の代表者をもって支部を組織する。

（事 業）

第3条 会則第4条の事業達成のため次の活動を推進する。
(1) 家庭の日実践のための諸活動 （2人）
(2) 青少年の非行事故防止のための諸活動 （2人）
(3) 環境浄化のための諸活動 （2人）

（役 員）

第4条 それぞれの支部に役員を置く。
代議員 3名（支部長1名・副支部長1名を含む）

（支部長・副支部長の選出）

第5条 支部長並びに副支部長は代議員の互選によって選出する。
(1) 支部長は会を代表し、会務を統括する。
(2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 支部の会議は必要に応じ支部長が招集する。

会員はの選任は次のとおりとする。

（附 則）

この規則は平成 6年 7月 8日より施行する。
この規則は平成28年 4月 1日より施行する。